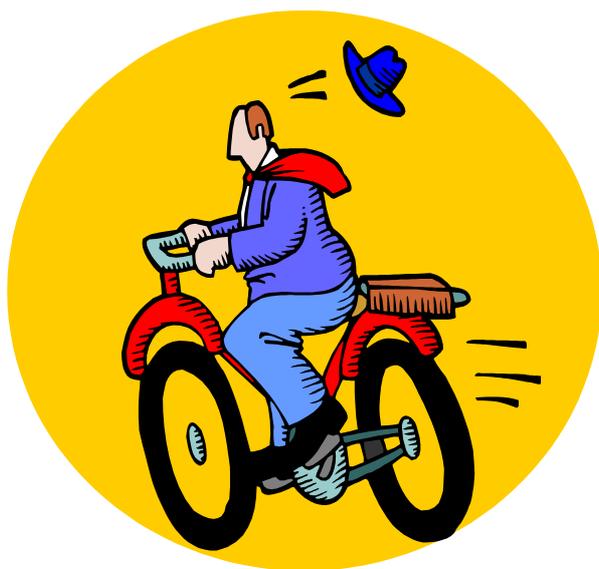


自転車駐車場付置義務の手引き

——— 放置自転車のない安全なまちづくりのために ———



品 川 区

建物には自転車駐車場の設置をお願いします。

現在、品川区内における放置自転車の数は、日に4,000台を超え、区は、自転車駐車場の整備を進めるとともに放置自転車等の撤去に努めるなど放置自転車対策に力を入れているところです。これら放置自転車には、通勤、通学者のものだけでなく、買い物等でお店を利用される方が、店舗等に自転車駐車場がないために放置しているものも数多くあり、歩行者の通行や緊急活動の妨げとなっております。

こうしたことから、区では、安全な通行、円滑な緊急活動を確保するために、一定規模以上の集客施設の設置者等に自転車駐車場の付置を義務付け、放置自転車の発生を抑えることを目的としております。

1 . 根拠条例

「品川区自転車等の放置防止および自転車駐車場の整備に関する条例（第4章）」（平成13年4月1日公布）

2 . 施行年月日

平成14年4月1日

3 . 指定区域

区内全域



４．該当施設（条例第29条）

下表の施設を新築、増築及び下表の施設へ用途を変更する場合に、付置義務に該当します。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積20㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
飲食店	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積30㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
パチンコ店、映画館、カラオケボックスその他これらに類するもの	店舗面積が200㎡を超えるもの	店舗面積15㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
レンタルビデオ店その他これに類するもの	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積20㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
銀行その他の金融機関	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積25㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
病院、診療所その他これらに類するもの	診療施設面積が300㎡を超えるもの	診療施設面積25㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	運動場面積が500㎡を超えるもの	運動場面積50㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が300㎡を超えるもの	教室面積15㎡ごとに1台（1台に満たない端数は切り捨てる。）

なお、店舗等の面積が、5,000㎡を超える施設は、5,000㎡を超えた部分について、算定した自転車駐車場の規模の2分の1になります。

また、施設の用途を変更する場合に設置する自転車駐車場の規模についても、算定した自転車駐車場の規模の2分の1（増加する自転車駐車場についてのみ）になります。

・学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設のうち大学、高等専門学校、高等学校の自転車駐車場の規模の算定については、別途協議いたします。

*図書館、文化センター等の公共施設も該当します。

5 . 店舗等の面積に含まれる床面積の範囲 (施行規則第 2 2 条)

百貨店、スーパーマーケットその他の小売店

売り場(待合室を含む。)、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、サービス部門、承り所、物品の加工修理場その他これらに類するもの
飲食店

客席その他これに類するもの

パチンコ店、映画館、カラオケボックスその他これらに類するもの
遊戯室、景品交換所、観客席、個室、待合室その他これらに類するもの
レンタルビデオ店その他これに類するもの

商品陳列場所、商品陳列場所間の通路、入会手続場所、会計場所その他これらに類するもの

銀行その他の金融機関

銀行室、待合室、ショーウィンドーその他これらに類するもの

病院、診療所その他これらに類するもの

待合室、診療施設、検査施設、会計場所その他これらに類するもの

スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設

競技場、運動場、練習場、更衣室、観覧席その他これらに類するもの

学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設

教室、講堂、実習室、図書室その他これらに類するもの

混合用途施設については、当該用途ごとに算定した自転車駐車場の規模の合計が 1 5 台以上である場合に、付置義務に該当します。

6 . 各施設の主な例示

百貨店、スーパーマーケットその他の小売店

百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、1 0 0 円ショップ等

飲食店

レストラン、食堂、ファーストフード店、喫茶店等

パチンコ店、映画館、カラオケボックスその他これらに類するもの

パチンコ店、映画館、カラオケボックス、麻雀店、ゲームセンター、ビリヤード場、演芸場、テレフォンクラブ、性風俗店等

銀行その他の金融機関

銀行、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、国民金融公庫などの政府系金融機関、消費者金融、証券会社等

病院、診療所その他これらに類するもの

病院、診療所、鍼灸院、カイロプラクティック、接骨院、アロマテラピー等
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設
体育館、フィットネスクラブ、ジム、テニススクール、ゴルフスクール、
スイミングスクール、ボーリング場等
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設
文化センター、図書館、専門学校、学習塾、予備校、英会話などの語学スク
ール、茶道教室、華道教室等

7 . 自転車駐車場の構造・設備

付置義務により設置される自転車駐車場は、利用者が安全かつ有効に利用
できるよう一定の水準以上のものが求められます。

自転車駐車場の整備にあたっては、「品川区自転車駐車場の付置義務に関す
る要綱」に基づいて行ってください。

自転車駐車場は、当該施設もしくはその敷地内または当該施設からおおむ
ね50m以内に設置してください。

地下、屋上等に設置するときは、エレベーター等を設けてください。

自転車1台あたりの駐車スペースは、幅0.6m、長さ1.9mを標準と
し、なおかつ面積1㎡以上としてください。

表示板等により、自転車駐車場である旨、使用上の注意などを表示してく
ださい。

自転車駐車場は、必要に応じて、照明器具や柵等の安全施設を設けてくだ
さい。

自転車駐車場は、避難通路等公共の用に供するための土地に設けることは
できません。

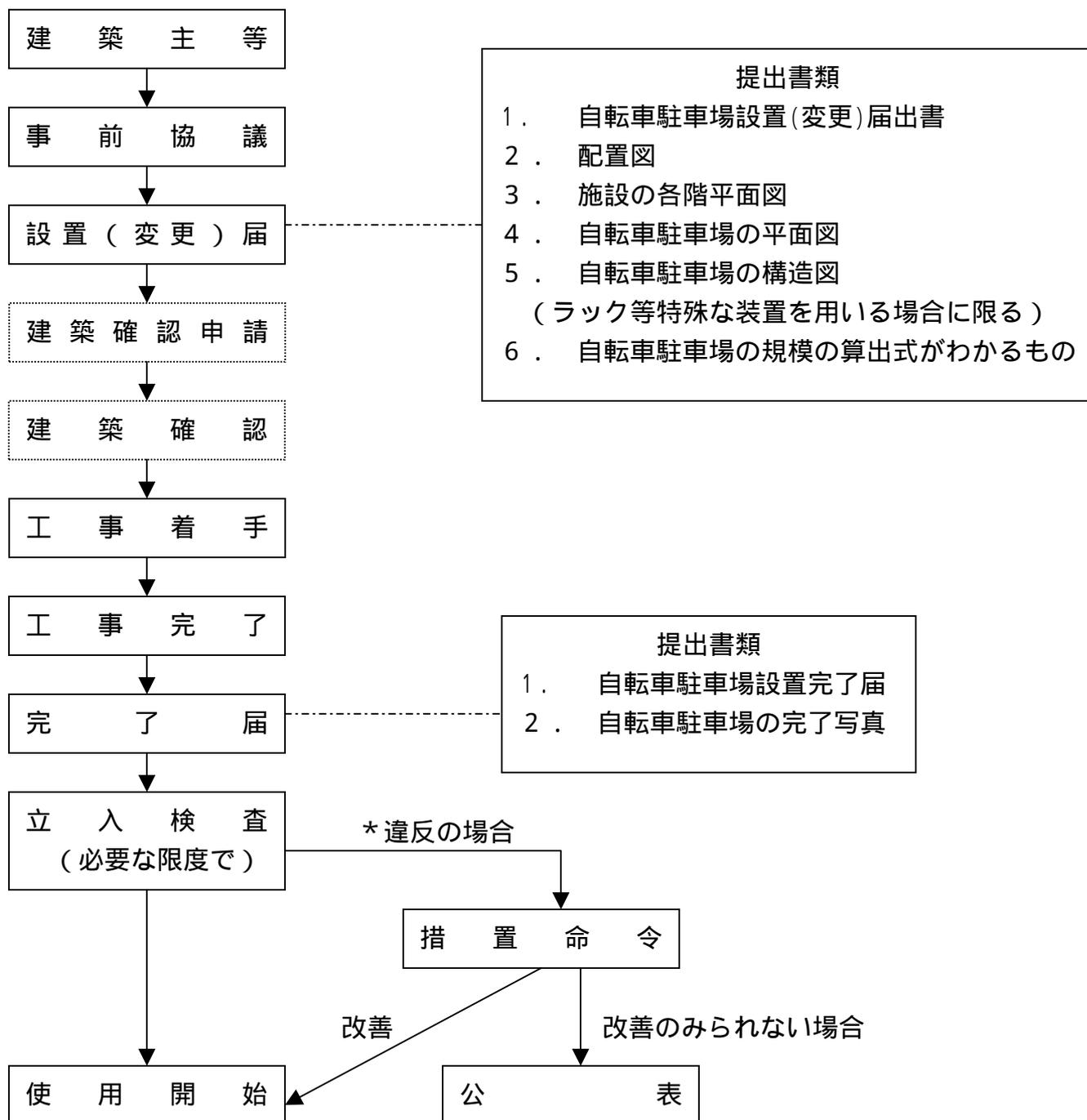
8 . 自転車駐車場の管理

自転車駐車場の所有者または管理者は、自転車の整理整頓に努め、自転車駐
車場をその目的に適合するよう管理してください。

9 . 立入検査等

区では、自転車駐車場の付置義務制度の適正な運用を図るため、自転車駐
車場の所有者などから必要な限度において、資料の提出を求めたり立入検査
を行います。また、条例に違反した者に対して、当該違反を是正するために
必要な措置を命じることがあります。なお、措置命令に従わないなどの場合
には、その旨を公表することがあります。

10. 付置義務に関する手続きの流れ



・自転車駐車場設置(変更)届出書を提出していただいた後に施設の面積等に変更が生じた場合は、再度当該書類をお出しいただきます。

1 1 . その他

自転車駐車場の付置義務は、大量な自転車の駐車需要のある施設の所有者等に付置を義務付けたものです。

しかし、付置義務に該当しないからといっても少なからず駐車需要があることには変わりありません。

そこで、付置義務に該当しない施設であっても、施設の用途を考慮し、安全なまちづくりのために利用客、従業員などの自転車駐車場の設置をお願いします。



「品川区自転車等の放置防止および自転車駐車場の整備に関する条例」(抜粋)

第4章 自転車駐車場の付置義務

(区域の指定)

第28条 法第5条第4項の規定に基づき条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、区内の全域とする。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第29条 指定区域内において、次の表の左欄に掲げる用途(以下「指定用途」という。)に供する施設で同表の中欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表の右欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設もしくはその敷地内または当該施設からおおむね50メートル以内に設置しなければならない。

施設の用途	施設の規模	自転車駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積20㎡ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
飲食店	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積30㎡ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
パチンコ店、映画館、カラオケボックスその他これらに類するもの	店舗面積が200㎡を超えるもの	店舗面積15㎡ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
レンタルビデオ店その他これに類するもの	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積20㎡ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
銀行その他の金融機関	店舗面積が300㎡を超えるもの	店舗面積25㎡ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
病院、診療所その他これらに類するもの	診療施設面積が300㎡を超えるもの	診療施設面積25㎡ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	運動場面積が500㎡を超えるもの	運動場面積50㎡ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)
学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設	教室面積が300㎡を超えるもの	教室面積15㎡ごとに1台(1台に満たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表における施設の用途の範囲ならびに店舗面積、診療施設面積、運動場面積および教室面積（以下「店舗面積等」という。）の算定方法は、規則で定める。

（混合用途施設に係る自転車駐車場の規模）

第 30 条 前条第 1 項の表の左欄に掲げる 2 以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表の右欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模の合計が 15 台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

（大規模な施設に係る自転車駐車場の規模）

第 31 条 店舗面積等が 5,000 平方メートルを超える指定用途に供する施設（混合用途施設を除く。）を新築する場合には、第 29 条の規定にかかわらず、店舗面積等が 5,000 平方メートルまでの部分について同条第 1 項の表の右欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積等が 5,000 平方メートルを超える部分について同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模に 2 分の 1 を乗じて得た規模（1 台に満たない端数は切り捨てる。）を加えた規模をもって、同欄に掲げる基準により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

2 混合用途施設で各用途の店舗面積等の合計（以下この項において「合計面積」という。）が 5,000 平方メートルを超えるものを新築する場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が 5,000 平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積等が 5,000 平方メートルに占める割合と、合計面積が 5,000 平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積等とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、同条の自転車駐車場の規模とする。

（施設を増築する場合の自転車駐車場の規模）

第 32 条 指定区域内において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設（当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分を除く。）をすべて新築したものとみなして前 3 条の規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模（以下「既存の規模」という。）を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

(1) 指定用途に供する施設についての第 29 条第 1 項の表の中欄に掲げる規模となる増築または当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築または混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして用途ごとに第 29 条第 1 項の表の下欄

により算定した自転車駐車場の規模の合計が 15 台以上である場合に係るもの
(施設の用途を変更する場合の自転車駐車場の規模)

第 33 条 指定区域内において、施設の用途を変更する場合で建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 87 条第 1 項の規定により、建築確認が必要なものについて、次に掲げる用途の変更をしようとする者は、当該用途の変更後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分で、かつ、指定区域が定められた後に当該施設の用途の変更がされていない部分を除く。)をすべて新築したものとみなして第 29 条から第 31 条までの規定により算定した自転車駐車場の規模(以下この項において「用途変更後の規模」という。)から、既存の規模を控除した規模に 2 分の 1 を乗じて得た規模(1 台に満たない端数は切り捨てる。)の自転車駐車場を設置しなければならない。ただし、既存の規模が用途変更後の規模を上回る場合は、用途変更後の規模をもって、当該施設の自転車駐車場の規模とする。

(1) 指定用途に供する施設についての第 29 条第 1 項の表の中欄に掲げる規模となる用途の変更または当該施設で当該規模のものについての用途の変更

(2) 混合用途施設となる用途の変更または混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第 29 条第 1 項の表の下欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が 15 台以上である場合に係るもの

2 前項の用途の変更と同時に、前条に規定する増築をしようとする場合は、当該施設の用途の変更をした後に、増築がされるものとして自転車駐車場の規模を算定する。

(自転車駐車場の構造等)

第 34 条 第 29 条から前条までの規定により設置される自転車駐車場の構造および設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

2 前項に規定する自転車駐車場の駐車部分の面積は、駐車台数 1 台につき 1 平方メートル以上とする。ただし、効率的に駐車できる装置を用いる自転車駐車場で区長が適当と認めるものについては、この限りでない。

(自転車駐車場の設置の届出)

第 35 条 第 29 条から第 33 条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(自転車駐車場の管理)

第 36 条 第 29 条から第 33 条までの規定により設置された自転車駐車場の所有者または管理者は、当該自転車駐車場をその設置の目的に適合するよう管理し

なければならない。

(立入検査等)

第 37 条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、施設もしくは自転車駐車場の所有者もしくは管理者から報告もしくは資料の提出を求め、または当該職員をして施設もしくは自転車駐車場の立入検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第 38 条 区長は、第 29 条から第 36 条までの規定に違反した者に対して、相当の期間を定めて自転車駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を構すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置および理由を記載した書面により行うものとする。

(公表)

第 39 条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表することができる。

(1) 第 37 条第 1 項の規定により報告もしくは資料の提出を求めた場合または同項の立入検査をしようとした場合において、施設もしくは自転車駐車場の所有者もしくは管理者が、その求めに応じず、もしくは虚偽の報告をし、または立入検査を拒み、もしくは妨げたとき。

(2) 前条第 1 項の規定による区長の命令に従わないとき。

第 5 章 雑則

(関係機関との協議)

第 40 条 区長は、この条例に規定する施策を実施するために必要と認めるときは、関係機関と協議するとともに、その協力を要請することができる。

(委任)

第 41 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は平成 14 年 4 月 1 日から、付則第 4 項の規定は公布の日から施行する。

(自転車等の駐車秩序に関する条例の廃止)

2 自転車等の駐車秩序に関する条例(昭和 61 年品川区条例第 48 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 第 4 章の規定は、平成 14 年 4 月 1 日以後に建築基準法第 6 条(同法第 87

条第1項において準用する場合を含む。)による確認申請があった施設について適用する。

4 区営自転車等駐車場の定期利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

5 この条例の施行の日前に、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

「品川区自転車等の放置防止および自転車駐車場の整備に関する条例施行規則」 (抜粋)

(店舗面積等の算定)

第 22 条 条例第 29 条第 2 項に規定する店舗面積等の算定方法は、次の各号に掲げる用途ごとに当該各号に定めるものの床面積を合計して求めるものとする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店 売り場(待合室を含む。) 売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、サービス部門、承り所、物品の加工修理場その他これらに類するもの
- (2) 飲食店 客席その他これに類するもの
- (3) パチンコ店、映画館、カラオケボックスその他これらに類するもの 遊技室、景品交換所、観客席、個室、待合室その他これらに類するもの
- (4) レンタルビデオ店その他これに類するもの 商品陳列場所、商品陳列場所間の通路、入会手続場所、会計場所その他これらに類するもの
- (5) 銀行その他の金融機関 銀行室、待合室、ショーウィンドーその他これらに類するもの
- (6) 病院、診療所その他これらに類するもの 待合室、診療施設、検査施設、会計場所その他これらに類するもの
- (7) スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設 競技場、運動場、練習場、更衣室、観覧席その他これらに類するもの
- (8) 学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設 教室、講堂、実習室、図書室その他これらに類するもの

(設置の届出)

第 23 条 条例第 35 条に規定する届出は、自転車駐車場設置(変更)届出書(第 12 号様式)によるものとし、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 施設の各階平面図
- (4) 自転車駐車場の平面図
- (5) 自転車駐車場の構造図(特殊な装置を用いる自転車駐車場に限り。)

2 前項の規定による届出をした者は、自転車駐車場の設置または変更が完了したときは、自転車駐車場設置完了届出書(第 13 号様式)を区長に提出しなければならない。

(立入検査員証)

第 24 条 条例第 37 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証(第

14号様式)とする。

(措置命令書)

第25条 条例第38条の規定による措置命令は、措置命令書(第15号様式)により行うものとする。

(公表)

第26条 条例第39条に規定する公表は、品川区公告式条例(昭和28年品川区条例第21号)に規定する掲示板への掲示の方法により行う。

(委任)

第27条 この規則の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第22条から第26条までの規定は平成14年4月1日から、付則第4項の規定は公布の日から施行する。

(自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則の廃止)

2 自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則(昭和62年品川区規則第57号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 第22条から第26条までの規定は、平成14年4月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認申請があった施設について適用する。

4 品川区営自転車等駐車場の定期利用について必要な手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

5 この規則の施行の日前に、旧規則によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。